

子育て世帯への臨時特別給付金（10万円を一括支給）

国は、子育て世帯に対する支援として、18歳以下の子ども1人につき10万円相当の給付を予定しており、岩見沢市では現金10万円を一括で支給します。詳しくは対象者に通知を送付するほか、市ホームページでお知らせします。

対象 次のいずれかに該当する、年収が960万円未満*の方

- 令和3年9月分の児童手当を受給している
- 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子どもを養育している
- 令和4年3月31日までに生まれた子どもを養育している

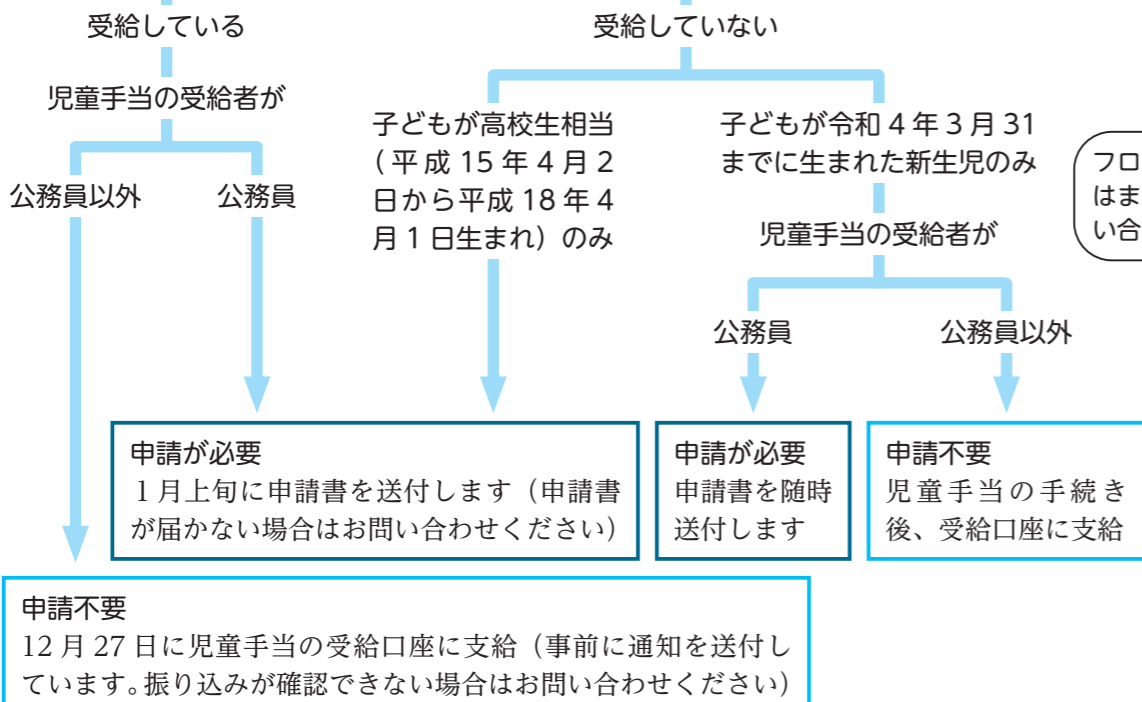
*扶養家族3人の場合。児童手当の所得制限基準に準じます。

支給額 18歳以下の子ども1人につき10万円

問合せ先 福祉課児童福祉グループ ☎35-4118

申請が必要か
確認してみよう！

令和3年9月分の児童手当を



単身赴任をしている方へ

単身赴任をしている方がいる世帯は、児童手当を受けている方が住む自治体（父母どちらか収入の多い方が住む自治体）で給付金を支給します。詳しくは各自自治体にお問い合わせください。

フローチャートに当てはまらない場合はお問い合わせください



暖房費緊急支援金（福祉灯油）

コロナ禍で家で過ごす時間が増える中、原油価格の高騰に伴い、灯油、電気、ガスなどの暖房費の負担が増していることから、暖房費緊急支援金を支給します。

| | |
|----------|--|
| 対象 | 令和4年1月1日現在、岩見沢市に住民登録のある市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方が在宅生活している世帯（施設入所や長期入院、生活保護受給者を除く） ●一人暮らしで今年度中に満70歳以上に達する（昭和27年4月1日以前に生まれた） ●世帯全員が今年度中に満70歳以上に達する ●夫婦二人の世帯で、どちらか一人が今年度中に満70歳以上に達する ●身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する障がいがある ●ひとり親世帯（児童扶養手当受給者） |
| 支給額・支給方法 | 1世帯につき5,000円を口座振り込みで支給 |
| 申請方法 | 対象者には1月上旬に申請書を郵送します。2月15日(火)までに、申請書と振込希望口座の通帳の写しを同封の返信用封筒で返送してください（2月15日(火)の消印有効） ※対象世帯で、申請書が届かない場合はお問い合わせください。 |
| 申請・問合せ先 | 暖房費緊急支援事業（福祉灯油）担当 ☎35-4047（1月4日(火)以降にお問い合わせください） |

3回目のワクチン接種

問合せ先 新型コロナウイルスワクチン接種対策部（4西3であえーる岩見沢4階） ☎35-7515

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種は、2回目接種から原則8カ月以上経過した18歳以上の方を対象としています。該当する方には、2回目接種から8カ月が経過する3週間前をめどに予診票（接種券一体型）などを発送します。
※ワクチンの供給状況によっては遅れることがあります。

3回目接種の対象者へ発送する書類（4種類）

●予診票（接種券一体型）

接種当日に自宅で記入し、お持ちください。

●予防接種済証

紛失しないよう、接種後も大切に保管してください。

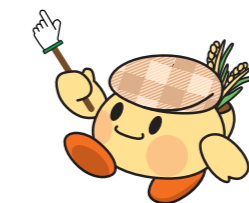
12月16日現在の情報です。最新の情報は市ホームページをご確認ください

1、2回目の接種は引き続き実施します。接種を希望する方は、インターネットまたはコールセンターで予約してください

●3回目接種のお知らせ

予約方法や接種会場などを記載しています。

●ワクチンの説明書



接種当日は、予診票（接種券一体型）と予防接種済証を必ずお持ちください。忘れた場合は接種できません

予診票（接種券一体型）の発送に申請が必要な方

岩見沢市に転入する前に2回目の接種をした方や海外で接種した方などで、3回目接種を希望する場合は予診票の発送に申請が必要です。申請は、2回目接種完了から7カ月を経過してから受け付けます。詳しくは、ワクチン接種対策部にお問い合わせください。

住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金

国は、住民税非課税世帯や家計が急変した世帯に対する支援として、臨時特別給付金の給付を予定しています。

| 区分 | 住民税非課税世帯 | 家計急変世帯 |
|---------|--|--|
| 対象 | 令和3年12月10日現在、岩見沢市に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯 | 新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、住民税均等割が非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯 |
| 支給額 | 1世帯につき10万円 | |
| 申請方法 | 1月下旬に、対象世帯に確認書を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください | 国の制度が決まり次第、広報いわみざわや市ホームページでお知らせします |
| 申請・問合せ先 | 市民連携室市民連携係 ☎35-4267 | |